

確定申告は正しくお早めに

今年も申告の時期が近づいてきました。必要な書類などお早めの準備をお願いします。離島地区にお住まいの方は、別に配布しているチラシで詳細をご確認ください。

申告の日程 ※土・日・祝日は受付できません(離島地区受付日を除く)

申告区分と受付会場		受付日	受付時間
還付申告 役場1階 相談室 年金収入だけの方の住民税申告や、医療費控除に該当する方などの相談も可		1月21(月)～3月15日(金) 1月30日～2月1日は離島地区申告のため受付しません	午前 9:00～午前11:00 午後 1:00～午後 4:00
申告相談	焼尻研修センター	1月30日(水)	午後 1:00～午後 5:00
		1月31日(木)	午前 9:00～午後 5:00
	天売研修センター	2月1日(金)	午後 1:00～午後 5:00
		2月2日(土)	午前 9:00～午後 5:00
	川北老人福祉センター	2月14日(木)～15日(金)	午前 9:00～午前11:00
役場1階 相談室	2月18日(月)～3月15日(金)	午後 1:00～午後 4:00	

注) 仕事の都合などで時間内に受付することが難しい方は、事前に財務課までご連絡ください。予約受付のうえ個別に対応します。

収入の有無に関係なく申告が必要な方

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の受給対象となる方
- 児童扶養手当等の公的扶助を受ける方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に同居している方
- 所得課税証明が必要となる方 など

申告をすると税金が還付される方(還付申告)

- 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- 医療費が10万円を超える方 所得が200万円以下の方は、その5%を超える額(入院給付金、高額療養費等)により補てんされた医療費は除きます)
- 控除対象の寄付金が2千円を超える方
- 借入金等によって住宅を取得または増改築した方(対象となる要件を満たしている必要があります) など

申告に必要なもの

- 印鑑
- 事業を行っている方は、事業の収入金額、必要経費を確認できる書類(経費)とに集計してください)
- 給与所得の「源泉徴収票」、公的年金の源泉徴収票(ハガキ)
- 還付申告の場合 ↓ 還付金の振込先金融機関の口座番号(本人名義の通帳など)
- 国民健康保険税、社会保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金の「領収書」または「控除証明書」
- 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の「控除証明書」
- 医療費控除を受ける場合 ↓ 医療費の領収書(病院、治療者)とにまとめた明細書を作成していただきます。所定の様式がありますので、事前にお渡しすることもできます)
- 障害者手帳、寄付金の領収書 など



14.15ページもあわせてご覧ください。